2026 年 11 月 10 日

株主各位

東京都港区西新橋一丁目 6 番 11 号
株式会社イオレ
代表取締役社長兼 CEO　瀧野　諭吾

株式交換公告

当社は、2026 年 10 月 15 日開催の取締役会において、2026 年 11 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において承認されることを条件として、2026 年 11 月 30 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、WOODMAN 株式会社（本店所在地：東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号 天王洲パークサイドビル 15 階）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、公告いたします。

本株式交換に反対され、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、当社株式の買取請求権を行使される株主様は、本株式交換の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。このご通知をいただく際には、株主様の氏名又は名称、住所、ご連絡先の電話番号、並びに、株主様が当社株式の振替口座を開設している口座管理機関（証券会社等）の名称及び加入者口座コードをご記載ください。また、本株主総会において議決権を行使することができる当社株式に関しては、株式買取請求権を行使する前提として、本株主総会に先立ち本株式交換に反対する旨をご通知いただき、かつ、本株主総会において本株式交換契約の承認議案に反対の議決権を行使いただく必要がありますので、ご留意ください。

株式買取請求のご通知に当たっては、当該口座管理機関に対して、以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行うとともに、個別株主通知の申出の取次請求を併せて行ったうえ、当社に対してご通知ください。その際、個別株主通知に係る受付票及び本人確認書類を添付していただきますようお願い申し上げます。

なお、効力発生日の前日までに下記当社指定口座への振替が完了していない場合には、株式買取請求権を行使していただくことができないことがあります。振替に要する期間は口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

記

振替先口座（買取口座）管理機関	：	株式会社アイ・アール ジャパン
口座名義人	：	株式会社イオレ
加入者口座コード	：	11009712334080900001

以上